

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

この計画は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるよう、障害者基本法の理念のもと、障がいのある人の自立と社会経済活動への参画の支援、主体性・選択の尊重、地域での支えあいを基本に、「誰もがいつまでも安心して暮らせるまち」の実現に向けて市民との協働により施策の展開を図ります。

誰もがいつまでも安心して暮らせるまち

### 2 基本的な視点

基本理念を踏まえ、次の4つの基本的な視点に立って計画を推進します。

- 1 障がいのある人の権利擁護、意思決定支援と主体的な選択の支援
  - 障がいのある人が社会の一員として人権を尊重され、人としての尊厳が守られるよう支援します。
  - 障がいの種別、程度を問わず、自らの選択によるその人らしい自立した生活が営めるよう基盤整備を進めます。
  - 障がいのある人が、自らの生活に必要なサービスを主体的に選択できるよう、情報保障や学習の機会の確保を進めます。
  - 障がい福祉サービスに対する苦情解決と権利擁護の取り組みを推進します。
- 2 相談・サービス提供体制や社会資源の充実
  - 障がいのある人のライフステージに応じて、一人ひとりのニーズに沿った相談やサービス提供ができるよう、各種団体で構成する自立支援協議会や特定非営利活動法人（NPO法人）、ボランティア団体等と協働して、相談支援体制の整備や社会資源の充実を図ります。
- 3 障がいのある人の社会参加や自立の支援
  - 障がいのある人が生きがいを持ちながら、安心して暮らせるよう、社会のあらゆる分野に参加し交流できる機会を増やします。

#### 4 すべての市民参加による安全・安心な地域づくり

- 障がいのある人が、各々の能力を発揮して自立と社会参加ができるよう、あらゆる障壁を取り除くバリアフリー社会の構築を進めるとともに、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって生活しやすいユニバーサル社会の実現を目指します。
- 障がいのある人だけでなく、すべての人が安全・安心な暮らしを続けていくために、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境などの多分野にわたる関係団体・機関が連携し、総合的な施策の展開と充実を図ります。
- 障がいのある人やその家族など支援を必要とする人々を、犯罪や災害から地域ぐるみで見守り支援する体制やネットワークづくりを進め、地域福祉の向上を図ります。



